

登録内容に変更の生じた場合

等級決定通知を受けた後、下記の事項に変更があった場合は『変更届』を提出して下さい。

1. 変更事項ごとの添付資料

変更事項	添付書類
商号又は名称	登記事項証明書又はその写し（法人の場合） 1部
代表者	登記事項証明書又はその写し（法人の場合） 1部
住所	登記事項証明書又はその写し（法人の場合） 1部
電話番号・FAX番号	変更届に変更内容を記入し、添付書類は不要
許可・登録等の状況	許可・登録等の証明書の写し 1部
営業所の名称、所在地、電話番号、FAX番号	変更届に変更内容を記入し、添付書類は不要

- ※ 商号の変更の際には、フリガナも記載してください。
- ※ 住所の変更の際には、郵便番号、電話番号、FAX番号の変更についても記載してください。
- ※ 登記事項証明書又はその写しは発行から3ヶ月以内のものを提出して下さい。
- ※ 資格の有効期間中に新たに経営事項審査を受審された場合の総合評定通知書の写しは送付不要です。
- ※ 複数の財務局で等級決定を受けている場合（名簿登録を含む）は、全ての財務局に変更届を提出する必要があります。

2. 提出先及び問い合わせ先

中国財務局 管財部 統括国有財産管理官（第三部門）
〒730-8520 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館10階
電話番号 082-221-9221 （内線3557）